

《新型コロナウイルス感染症拡大防止対策》

暖房費等として
支給しています!

1万円

【新冠町巣ごもり暖房費等支援金事業】

【申請期限】令和3年 2月26日（金）必着

【給付額】 1万円／世帯

【対象者】 令和2年12月1日現在、新冠町に住所がある世帯

※社会福祉施設等に入所していて、利用料とは別に暖房費等を負担していない世帯は対象外となります。

※新冠町税条例第3条に規定する町税及び国民健康保険税の滞納がある世帯は対象とならない場合があります。

【申請方法】世帯主に対し、1月中旬に申請書等を郵送していただきますので、同封の返信用封筒により返送願います。

《こんな方は、お気軽に役場までご相談ください。》

○申請方法が分からない方や記載することが難しい方。

○申請書などが見当たらない方や届いていない方。

【お問い合わせ先】

新冠町役場町民生活課町民生活グループ

電話 0146-47-2112

!!! 給付金の詐欺(サギ)にご注意!!!!

- 市町村などが給付金の給付のために、手数料の振込を求めることは絶対にありません。
- 市町村などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。



以下のような電話は詐欺です。
不審な電話があった場合は、お近くの
警察または市町村へご連絡を!!!



例：市の職員を名乗り「市から給付金が支給されるが、手続きにキャッシュカードと暗証番号が必要。カードを封筒に入れて渡して欲しい」と電話。自宅に現れた男がカードを搾取。

個人情報、通帳、キャッシュカード、暗証番号の搾取にご注意いただき、不審な電話や郵便、メールが届いたら、お住まいの市町村や最寄りの警察署にご相談ください。